

前回の人材開発分科会（令和 8 年 1 月 23 日）における 「青少年雇用対策基本方針（案）」に係る主なご指摘事項

- 就職前のキャリア教育やワークルール教育について、学校段階から様々な職業、職種についての理解を深めるとともに、社会的自立に不可欠な知識として、労働関係法令などの基礎的な知識を得ることは重要。ハローワークだけでなく、都道府県労働局としても、地域の教育機関との連携を強化し、キャリア教育やワークルール教育の機会の拡大に向けて努力すべき。学生のアルバイトについても現状を記載するとともに、第 2 に項目があってもよいのではないか。

- 地域における青少年の活躍促進について、第 12 次職業能力開発基本計画に記載のある「共同・共有化」というキーワードを入れてはどうか。

- 複数企業の連合体が人材育成を行う仕組みについて、各自治体の支援と連携についても、明記できないか。

- 就労に困難な課題がある、働くことの意味が分かっていない青少年に対してどのようなサポートをしていくかという視点は必要だが、偏りすぎているのではないか。売り手市場の中で、青少年にとって働きやすい、あるいは働きがいを提供できる会社になっていくということを、企業に求めていく必要があり、ユースエール認定制度を広める、Web サイト上に公表するなどの取組が必要。青少年に選ばれる企業になる、若しくは、そういう企業には青少年が就職するという流れをつくるというような取組がもう少しあってもよいのではないか。